

ユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（第2回）
議事概要

1. 日時

令和7年（2025年）10月20日（月）10:00～11:24

2. 場所

Web会議

3. 出席者

（1）委員

関口博正主査、相田仁主査代理、大谷和子委員、春日教測委員、砂田薫委員、藤井威生委員、三友仁志委員

（2）オブザーバー

全国知事会、全国町村会、
一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、
NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ、
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

（3）総務省

平松寛代基盤整備促進課長、隅田昂平基盤整備促進課課長補佐、
望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

4. 議題

（1）事業者へのヒアリング

- ・ NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社
- ・ 株式会社NTTドコモ
- ・ KDDI株式会社
- ・ ソフトバンク株式会社
- ・ 楽天モバイル株式会社

（2）意見交換

5. 議事録

【事務局】

定刻となりましたので、第2回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループを開催いたします。会議開始に当たり、事務局から御案内をさせていただきます。

本日もWeb会議形式での開催となります。皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、発言時以外は、カメラ、マイクをオフにさせていただきますよう併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれては、音声繋がらなくなった場合などにはチャット機能などを御活用いただければと思います。

それでは、以降の進行は関口主査をお願いしたいと存じます。関口主査、お願いいたします。

【関口主査】

おはようございます。関口でございます。

ただいまから第2回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループを開催いたします。本日は、御所用により高橋先生と長田先生は、御欠席と伺っておりま

す。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。構成員の皆様に対しては、事前に議事次第のほか、資料1から5として、本日ヒアリングを実施させていただく事業者の皆様の発表資料をお送りしております。

また、傍聴されている方には同一の資料を掲載している総務省ウェブサイト上の本ワーキンググループのページを御案内しております。以上でございます。

【関口主査】

それでは、議事に入りたいと存じます。本日は、前回第1回会合で示された論点に関連し、NTT東日本株式会社様、NTT西日本株式会社様、株式会社NTTドコモ様、KDDI株式会社様、楽天モバイル株式会社様の皆様からのヒアリングを実施したいと存じます。各社様15分程度で御説明を頂戴し、その後、構成員の先生方から御意見、御質問をいただき、意見交換をできればと存じます。進行管理上、必要がある場合には、チャットにて御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。それでは、まずは、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社様より御説明をお願いいたします。

【NTT西日本株式会社】

では、NTT東日本と西日本を代表しまして、NTT西日本の木下から、資料を発表させていただきます。

では、次のページをお願いいたします。本日ですけれども、まず、上の矢印で、第1回ワーキングで事務局からお示しいただいた検討事項、①、②について発表させていただくほかに、今後も固定電話の赤字が拡大していく見込みであるということ踏まえて、電話の交付金については、赤字額に比して交付金額がかなり少なくなっているといった状況を踏まえまして、この事務局から提示いただいた論点以外の話にも併せて意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、事務局から示された論点に対する弊社の意見でございます。次のページをお願いいたします。まず、この3つの論点に対しまして、当社のスタンスを1つ目に書かせていただいております。1つ目では、LRICモデルを用いること自体の見直しについて議論すべきと考えてございます。その理由としましては、9月29日に当社から今後の固定電話サービスについての公表をさせていただきましたけれども、メタルを用いた加入電話のサービス終了も控えるという中において、逆にLRICの前提では、最新の設備による最も効率的な提供を前提というものが既に合わなくなっているといったところと、あと、固定電話の代替サービスである光とかモバイルについては、既に競争環境下で整備された設備であって、非効率性は排除されていると考えるのが自然ではないかと考えてございますので、本来でいけば、LRICを用いること自体どうなのかといった議論を先に行うのが筋ではないかと考えてございますけれども、2ポツ目、直ちに現行方式の見直しが困難ということであるのであればという前提に基づいて、9次IP-LRICモデルを100%として算定することも仕方ないと考えてございます。そのIP-LRICモデルを100%として算定を継続する理由としましては、1つはPSTNマイグレーションが完了したといったことと、あと音声接続料においても、IP-LRICを100%として算定しているといったことを理由として書かせていただいております。

次のページをお願いいたします。2つ目、アクセス回線の種別でございますけれども、アクセス回線は、メタル回線が設置されている状況に変わりはありませんので、回線種別（メタル回線）にすることが適当だと考えてございます。3つ目のモデル外補正については、継続することもやむを得ないと考えているといったところでございます。

次のページをお願いいたします。災害時用公衆電話の方に入りますけれども、この災害時用公衆電話は、第一種公衆電話の代替をするものという位置付けでございますので、まず、第一種公衆電話の撤去の取組状況について簡単に御説明いたします。下の表を見ていただくと、撤去の台数の計画が26,000台に対して34,000台というのは今の実績でございますので、累計でいきますと8,062台、計画よりも進んでいるといったところから、計画を上回る台数の撤去を実現しており、第一種公衆電話の維持費の削減を着実に実施しているといったところでございます。

次のページをお願いいたします。災害時用公衆電話の取組なんですけれども、まず、災害時用公衆電話の台数につきましては、左の下の図を見ていただくと、今、東西合わせて8.8万台を設置している

といったところでございます。自治体といろいろやっていることなんですけれども、まずは自治体への周知活動は当然やってございますし、あと設置後も年1回の回線試験とか、あと自治体との防災訓練等における災害時用公衆電話の活用支援を実施するなど、有事への備えに努めているといったところでございます。構成員限りにしておりますけれども、下にそういうことをやっている様子というのを記載してございます。

次のページをお願いいたします。災害発生エリアにおける避難所の開設数とか、災害時用公衆電話の設置数でございます。具体的な災害名とか固定の箇所につきましては構成員限りとさせていただいてございますけれども、避難所の開設数と設置台数につきましては、実際に設置されたものではなく最大これだけ設置ができるといったキャパの数字になってございます。ここににつきまして言えることは、今、1避難所当たりの開設数に対して、1か所当たり大体設置台数は1台から2台ということで、そんなに過度に設置しているということではないということと、災害はどこで発生するか分からないといったところから、災害時は複数の通信手段があるということが必要だと思いますので、そういった意味においては、大体ほぼ自治体数でいきますと95%程度の自治体には既に設置がされておりますし、過度に設置されていないといったところから、災害時用公衆電話の設置の状況というのは、当社としては、適切な状況ではないかと考えているといったところでございます。

次のページをお願いします。まず、災害時用公衆電話は、令和3年7月答申において、災害時を中心に、第一種公衆電話が果たしている「社会生活上の安全の確保」という社会的役割を代替するものとしてユニバーサルサービスに位置付けられたことと、また、第一種公衆電話は実際の赤字の全額が補填されているということを踏まえれば、災害時用公衆電話の提供に係るコストは、実際に要した費用全額が補填されるべき、過年度も含めて補填されるべきと考えてございます。また、補填の開始時期につきましては、2026年度認可から災害時用公衆電話を補填することが適当ではないかと考えてございます。

最後、3つ目の丸なんですけれども、これは接続料と交付金で二重でコスト回収しているのではないかと、そういった指摘に対する当社の考えでございます。下の図を見ていただきますと、災害時用公衆電話の電話コストというのは、今、公衆電話発信機能における接続料原価に含めまして、他事業者利用分と利用部門の負担分というのは、トラヒック比で分けてございますので、接続料で御負担いただいたところと重ねて、交付金をまず二重取りしているということはないということを、まずはお伝えしておきたいということと、逆に災害時用公衆電話のコストを接続料原価に含めなければ、そもそも災害時用公衆電話のコストがユニバで負担されるということがなくなりますし、逆に言うと、接続料側だけ除くという話になると、今度イコールフットィングの関係からおかしな話になると思いますので、基本的には、災害時用公衆電話のコストについては、接続料原価に含め、利用部門相当をユニバの交付金で赤字額を補填するということが理論的に正しいというふうに考えてございます。

次のページをお願いいたします。このページは参考でございます。

その次、ここから、今までの事務局からの論点ではない、赤字額が少額になっているといったことを踏まえて、今後、議論していただきたい内容というのがここに記載してございます。

次のページをお願いいたします。ここから3ページは、9月29日に当社が発表した、今後の固定電話サービスについてということなので、簡単に触れておきます。まず、メタル設備を利用した加入電話については、利用者の減少とか、老朽化設備の維持限界により、2035年度までにはサービスレベルの維持が困難になるといったところから、光モバイルを用いたサービスへの移行を考えてございます。

次のページ、お願いいたします。その移行先としましては、光回線電話、それからワイヤレス固定電話、ひかり電話を主に移行先と考えてございます。

次のページ、お願いいたします。これが、サービス移行の2035年度版の主なロードマップなんですけれども、事務用、住宅用については、それぞれ事務用は端末更改時期を踏まえた利用状況に応じた移行提案で、住宅用は、数が多くございますので、最初は新規移転等の、当社にインバウンドがあった場合に、確実にサービス移行していくということでやっていくんですけれども、少し加速させないと、数が多いもので2035年に終わらないといったことから、2026年度から一部エリアで先行的な移行による少し実験的なことをやりながら、2028年度以降、本格的にエリアごとにサービスを閉じていくと、こういうことを考えているといったところでございます。

こういった前置きを踏まえまして、次のページです。今後の交付金の算定方法の見直しなんですけれども、サービス移行を行っていくものの、移行期間においては、固定電話の赤字は引き続き拡大、これは利用者が減少するんですけれども、メタル設備は、引き続き維持をしていかなきゃいけないと

ということから、引き続き固定電話の赤字は拡大していくということを踏まえると、やはり安定的な電話サービスが提供可能になるように、赤字額の補填の拡充をお願いしたいと考えてございます。ちなみに、メインの加入電話でいきますと、530億の赤字のうち30億ぐらいしか補填いただいております。5%ぐらいの補填になってございますので、もう少し増やしていただきたいというのが本音でございます。「具体的には」のところなんですけれども、本来でいくと、現行のLRICモデルを用いた原価算定とか、ベンチマーク方式による補填額は廃止していただいて、実際に生じている赤字額を直接補填するという形に、本来でいけば見直していきたいというふうに考えております。

次のページをお願いします。ただ、直ちに現行方式を見直すということは、少し国民負担が増え過ぎるという観点から困難だとしても、少なくともまずやっていただきたいなと思っているのは、現行は全国平均費用プラス標準偏差の2倍の差額というふうになってございますけれども、これはまず、収容局ごとの平均回線単価と平均費用の差額に、まずは少なくとも戻していただきたいと考えてございます。その理由としましては、1つ目の矢印で、もともと均一料金を設定する事業者というのは全国平均とベンチマーク水準の差額を回収できないということから、収容局ごとと平均回線単価と全国平均費用の差額という、こういうルールになっていたんですけれども、2009年にNTSコストをアクセスの方に持ってくるといったことから、番号単価が大きく跳ね上がってしまうといった、要は国民負担を抑制するといった観点から、当分の措置として、全国平均プラス標準偏差の2倍というベンチマーク水準を用いて交付金を算定する、7円以下にするために一時的にやった措置だというふうに考えてございます。一方で、今では、もう既に番号単価2円でございますので、当時の状況を大きく下回っているといったところから、いろいろ直していただきたいところはあるんですけれども、まず、ここは、早期に対応いただきたいと考えてございます。また、「なお」のところなんですけれども、代替サービスの移行に伴う補填額の減少を抑制するための措置は講じることは必要不可欠ということで、2σを廃止するといったことに関わらず、少なくとも今の算定というのは、加入者数が減ってしまえば補填額が減ってしまうと、こういったロジックになってございますので、例えば光IP電話の移行回線を加入者回線とみなして算定するといった、こういう光IP補正はやってございますけれども、これを代替サービスへ拡充するとか、こういったことも含めて、ぜひ措置をいただきたいと考えてございます。

次のページをお願いいたします。最終保障提供責務の導入に対する対応についてなんですけれども、これはまた、さらに少し先の話になりますけれども、下に光・モバイルを用いた代替サービスが利用できないエリアかつ他の事業者が電話のユニバーサルサービスを提供していないエリアにおいて、電話の新規要望とか継続の要望があった場合、こういった場合は、今度はその光ファイバーの整備費用等は全額補填いただきたいと考えてございます。なお、国民負担の軽減や利便性の確保の観点から、今はユニバに位置付けられてございませぬけれども、NTNとか新技術の導入なんかもユニバとして位置付けて、国民負担とのバランスを取っていくといったことも必要だと考えてございます。

最後のページです。これは、すみません、今回の論点とは直接関係ないんですけれども、令和7年、台風22号・23号で、光ケーブル断が青ヶ島とか八丈島で発生しました。東日本が窓口となって、モバイル事業者と連携の上、早期の復旧を実現したといったところでございます。この災害時の早急な通信手段の確保に向けては、各事業者の災害対応の迅速化だとかコスト軽減等に向けて、政府として支援の枠組みを作っていくことも必要ではないかということで、今回の論点とは少し異なりますけれども、直近の災害復旧の状況についてお伝えをしたといったところでございます。

すみません、雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。

【関口主査】

どうもありがとうございました。次に、株式会社NTTドコモ様、よろしくお願いいたします。

【株式会社NTTドコモ】

NTTドコモの福山です。本日は事業者ヒアリングの機会をいただきまして、ありがとうございます。資料2に基づきまして、当社からの意見について御説明させていただきます。

まず、スライドの2ページ目になりますけれども、今回のヒアリングでは、第1回のワーキングにおいて示された2つの論点について、当社の考えを申し上げます。

次のスライド、3ページ目です。まずは、検討事項①令和7年度以降の電話のユニバーサルサービスに係る交付金の金額の算定方法について、御説明させていただきます。全体としましては、お示しいただいている算定方法の案について、実態等を踏まえた算定方法になっていると考えておりますの

で、賛同させていただきたいと考えています。

具体的には、まず1点目から御説明させていただきますが、NTT東西が令和7年1月までにIP網への移行を完了したことから、第9次IP-LRICモデルのみで補填額を算定することについて、令和6年度第4四半期と同様、第9次IP-LRICモデルのみで交付金算定を行うことが適当と考えています。

続いて2点目です。第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、実際はメタル回線が設置されている加入者回線については、光回線とはみなさず、実際の回線種別に基づき補填額を算定することについて、こちら継続してアクセス回線にメタル回線が用いられているという実態を踏まえまして、令和6年度第4四半期と同様、実際に利用されている回線種別、すなわちメタル回線に基づいてコスト算定を行うことが適当と考えています。

そして、3点目です。第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、引き続きFRTの台数については、モデル外で補正を行うという暫定的対応を継続することについてですが、こちらは第9次IP-LRICモデルにおいてはFRTの台数に係るロジックの問題点が解消されていないこと、モデル外補正によって実網により近い設備配置になっていると考えられることを踏まえれば、利用者へ転嫁される負担の観点からも、令和6年度第4四半期と同様に、モデル外補正の対応を継続することが適当と考えております。

続きまして、次のスライド、4ページ目です。こちらから、検討事項②災害時用公衆電話への補填開始の可否、補填額の算定方法に関する論点について、当社の考えをお伝えいたします。全体としましては、こちらについてもお示しいたしている算定方法案について、実態等を踏まえた算定方法となっていると考えておりますので、賛同いたします。具体的な論点について、それぞれ御説明いたします。

1点目です。費用効率化効果が、第一種公衆電話の撤去費用に係る補填額よりも大きい状況が今後も続く可能性が高いことが確認できれば、令和8年度申請分から補填を開始するべきではないかという点についてです。こちら、NTT東西による第一種公衆電話の撤去状況や費用効率化効果額が、その撤去費用に係る補填額を継続的に上回っているという状況を踏まえまして、令和9年度申請分から補填を行うことが適当と考えております。

続いて、2点目です。受益と負担の観点から、令和5年度、令和6年度決算値を基に算定される令和6年度、令和7年度申請分については、補填を行わないとすることが適当ではないかという点についてです。こちら、答申においても、過年度分の補填の是非は検討されていないことや、過年度分の補填が国民負担の増加に繋がる可能性があることを踏まえまして、過年度分への補填は行わないことが適当と考えております。

次のスライド、5ページ目です。論点の3点目、災害時用公衆電話に係る補填額は、これに第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額を合算した額が、いわゆる基準額を上回らない限度とすることが適当ではないかという点について、国民負担が増えない範囲で対応する方針に賛同いたします。すなわち、災害時用公衆電話に係る補填額は、これに第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額を合算した額が「基準値」を上回らない限度とすることが適当と考えております。

4点目、災害時用公衆電話に係る補填額の算定に当たっては、実際に要した費用をベースに算定することが適当ではないかという点については、災害時用公衆電話の公共性や提供実態を踏まえれば、実際に要した費用ベースに補填額を算定することが適当と考えております。

最後に5点目です。補填を開始する場合、現在、接続料に転嫁されているアクセス回線費用については、ユニバーサルサービス交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないようにするために調整を行うことが適当ではないかという点についてですが、こちらについても賛同する考えです。コストを二重に回収することで、NTT東西が過剰に補填を受けるということは適切ではないと考えますが、NTT東西へのユニバーサルサービスによる災害時用公衆電話への補填額が十分ではない場合は、従前の接続料によるコスト回収も活用しながら調整を行うことが適当と考えております。

簡単ではございますが、当社からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【関口主査】

どうもありがとうございました。次に、株式会社KDDI様、よろしくお願いいたします。

【KDDI株式会社】

KDDI山本です。よろしくお願いいたします。それでは、本日資料3に基づいて、説明させていただきます。

まず1枚目、はじめにでございますが、令和7年、本年2月の通信政策の在り方の最終答申において、この電話のユニバの交付金制度につきましては、メタル回線設備の縮退期間、これは2035年頃までですけれども、これまでの当分の間は、内部相互補助をベースとして赤字額の一部を補填する現行制度を基本的に維持と。その上で、最終保障提供責務への見直し等について、必要な補正があれば行うということが適当とされております。したがって、基本的な考え方としましては、このメタルの縮退期においても内部相互補助をベースとして赤字額の一部を補填する、現行制度を維持することが適当であると考えます。なお、電話単体サービスは、今後、ブロードバンドサービスのオプションとしての位置付けになることが想定されますので、現行の電話の交付金制度、これをブロードバンドユニバのサービスの交付金制度に収れんさせるべきなのかどうかにつきましても、これも含めて、2035年頃を見据えたユニバーサルサービス制度の在り方について今後議論することが必要と考えております。

続きまして、具体的なヒアリング事項についての当社の考え方でございます。スライドの2をお願いいたします。まず最初に、電話のユニバーサルサービスに係る交付金の算定方法の在り方についてでございます。

まず1つ目、IP-LRICモデルのみに基づいて算定することについてでございますが、PSTNからIP網への移行が完了しているということを踏まえますと、このIP-LRICモデルのみで算定することが適当であると考えます。

続きまして、2つ目、このIP-LRICモデルを適用する場合に、実際にメタル回線が設置されている場合には、光回線とみなさずに実際の回線種別、いわゆるメタル回線に基づき算定することについてでございます。こちらは、IP-LRICモデル、これが加入者回線選択ロジック、つまりメタル回線と光回線の経済比較またはそれに相当する比較により低い方を採用するということの適用について検討すべきであると考えます。

3つ目でございます。FRTの設置台数に係るモデル外補正を行うことについてでございます。アクセス網の設備配置ロジックの一部が十分に効率的なものとなっていない状況であるということが一つ。それからもう一つが、ユニバーサルサービス料の国民負担抑制の観点、この両者を踏まえますと、モデル外補正を継続することが適当であるというふうに考えます。

続きまして、スライドの3でございます。こちらは災害時用公衆電話に関する費用への交付金の交付についてでございます。

まず1つ目、令和7年度以降に提供される災害時用公衆電話に係る交付金の開始の可否についてでございます。こちらは、令和4年9月の答申におきまして、この費用効率化効果額、これが公衆電話の撤去費用を上回ることになった場合に、災害時用公衆電話への補填を開始することについて検討することとなっております。現状、この状況になっているのであれば、災害時用公衆電話に係る交付金の交付を開始することは妥当であると考えます。なお、過年度分、令和6年度と7年度の申請分につきましては、これは補填を行わないこととすることが適当との方向性に賛同いたします。

続きまして、交付金による補填対象、それから算定方法についてでございます。「費用効率化効果額算定」の基礎となる額につきましては、先ほどの答申に示されておりますとおり、この令和3年度決算値を基に算定される補填額、これは令和4年度の申請分、これとすると。なお、国民負担抑制の観点から、この「費用効率化効果額」を上限とした実績ベースでの算定を行うことが適当であると考えます。また、この答申に示されておりますとおり、補填対象、これはアクセス回線部分のみとすることが適当であると考えます。現在、災害時用公衆電話に係る費用、これが接続料へ加算され回収されておりますけれども、この補填が開始された場合に、この補填の制度、費用負担に関する制度運用が複雑になることを避ける観点から、接続料への加算・回収は行わないことが適当であると考えます。

当社からは以上でございます。ありがとうございました。

【関口主査】

ありがとうございました。次に、ソフトバンク株式会社様から、発表をお願いいたします。

【ソフトバンク株式会社】

ソフトバンクです。よろしくお願いいたします。資料4に基づきまして御説明させていただきます。

まず、1ページ目です。検討事項の1になりますけれども、令和7年度以降の電話のユニバーサルサービス交付金に関する算定方法の在り方に関する当社の意見を述べさせていただきます。ソフトバン

ク回答の枠を御覧ください。

1段落目になりますが、適用すべきモデルについてです。今年の1月、既にIP網へ移行が完了しているということと、あと既に今年の1月から3月の令和6年度第4四半期に関しては、IP-LRICモデル単独での採用がされているということですので、引き続き、令和7年度、8年度の適用モデルに関しても第9次IP-LRIC単独の採用継続で問題ないと考えております。

2段落目になります。一方で、IP-LRICモデルのモデルとして、メタルアクセスと光アクセス、2つがあるかと思いますが、こちらのどちらのアクセスモデルを採用するかということに関しましては、先月、9月29日付けで、NTT東西様からメタルの具体的な縮退計画も公表されたことで、2035年度以降のメタル廃止が明確になったことですか、その公表の中で、来年度2026年度以降、一部のエリアで具体的には先行的な移行を開始するといったことも公表されていることも踏まえ、令和7年度と8年のこの2年分の適用するモデルに関しては、第9次IP-LRICモデルのメタルと光の経済比較をエリアごと、具体的には局舎ごとに経済比較を実施した上で、低い方を採用すべきと考えております。これはLRICモデルの本来の趣旨である、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術を用いた構築運営で費用算定するといったLRICモデルのそもそもの趣旨に沿ったことを考えると、この経済比較を実施して低い方を採用ということが自然ではないかと考えております。それから、FRTの台数につきましても、本来、補正は一時的な対応であると認識しておりますが、令和7年度、8年度に関しては時期的な制約もあることから、そのままFRTのモデル外補正の継続で問題ないかと思っております。令和9年度以降のモデルの採用に関しては、FRT設置のモデル化の必要性についても早めに検討を進めておく必要があると考えております。FRTのモデルもそうなのですが、全体のモデルの見直しに関しては時間もかかることですので、令和9年度以降のモデルの見直しに関しては新制度開始に向けた論点整理、議論は早期に着手すべきと考えております。

3段落目になりますが、これはメタルの電話ユニバ、メタルではなくて電話ユニバーサルサービス交付金とは少し違う論点となりますが、ブロードバンドユニバーサルサービス制度に関して、今年度、入力値の提案募集がありましたけれど、今年度、事業者側では、現在の入力値がどういう入力値を採用されているのかですか、具体的な提案内容の採否が分からなかったという実態がございまして、提案が現時点では困難な状況にあるため、事業者はメタルのLRIC、電話のユニバの提案では、この辺りの情報提供がされているといったことも踏まえると、ブロードバンドユニバーサルサービスの入力値提案に関しても、事業者は情報開示する体制を整備していただきたいと考えております。これは要望になります。

続きまして、2ページ目になります。検討事項の②ですが、こちら、災害時用公衆電話への補填の件です。ソフトバンクの回答になります。基本的には、事務局で整理いただいた方針に賛同いたします。

1段落目です。既に第一種公衆電話の撤去費用を上回る状況になるということであれば、令和8年度の申請分から、災害時用公衆電話への補填は開始すべきと考えております。過年度分は補填を実施しないこと、また、利用者負担を抑制する観点から基準額を上回らない限度とすること、実際に要した費用をベースに算定することというのは、こちらは事務局さんの御提案どおりで適当、よろしいかと考えております。

2段落になりますが、ただし、費用効率化の効果額が当初の想定よりも相当早く効果が出たということであれば、先ほどNTT東西さんからのプレゼンにもありましたけど、いろいろと前倒しの検討をしていただいて効果が早めに出たということだったんですけど、当初の想定が、甘くなかったかとかも含めて、実質的な差異が出た要因については詳細を分析して、今後の検討に生かしていただきたいと考えております。

それから、補填分についての接続料との扱いですが、補填分は二重取りを防ぐため接続料の原価から除外すべきと考えております。その際、事業者が把握できるように算定根拠資料等で明示をしていただきたいと考えております。

弊社からの説明は以上になります。

【関口主査】

次に、楽天モバイル株式会社様からの発表をお願いいたします。

【楽天モバイル株式会社】

楽天モバイル、小田でございます。本日はこのような御説明の機会をいただき、ありがとうございます。前回の本ワーキンググループで事務局より示された検討事項に沿いまして、当社の見解を御説明いたします。

次のページをお願いします。初めに、令和7年度以降に提供された電話のユニバーサルサービスに係る交付金の算定方法の在り方について、当社の見解を御説明いたします。

ユニバーサルサービス交付金に係る補填額の算定方法について、当面は検討事項に記載の①から③の算定方法を踏襲するという考え方については、当社としては理解いたします。一方で、ユニバーサルサービス交付金は、負担対象事業者や当該事業者が提供する電話回線の契約者の負担により成り立っているということから、当面の期間を明確化するとともに、第9次IP-LRICモデル自体、令和4年度の導入から一定の期間が経過していることも鑑みまして、その前提条件について現状と整合しているか検証を行いまして、必要に応じて算定方法の更新を検討するべきと、そのように考えます。また、最終保障提供責務の導入を踏まえた今後の一体的・総合的な交付金制度の全体像の検討に当たっては、検討のスケジュールやその方針について明確化すべきと、そのように考えます。

次のページ、お願いいたします。続きまして、災害時用公衆電話への補填開始の可否、それから補填額の算定方法について、このページ以降で御説明いたします。

まず、費用効率化効果額が第一種公衆電話の撤去費用に係る補填額よりも大きいという状況が今後も続く可能性が高いことが確認できれば、令和8年度申請分から補填すべきではないかと示された検討の方向性について、当社としましては、こういったことは今後も続く可能性が高いことが確認できれば、補填を開始する考え方について理解いたします。ただし、ユニバーサルサービス交付金は、その負担対象事業者や、そういった事業者が提供する回線の契約者負担により成り立っておりますので、これを抑制するという観点で、災害時用公衆電話に係る補填額については、真に必要な箇所や、真に必要な期間等に限定した上で適正に算定すべきと、そのように考えております。また、補填はその算定の方法が明確に整理されてから開始するということが適当と考えます。

次のページをお願いします。続きまして、過年度分について補填を行わないとすることが適当ではないかと示された検討の方向性についてです。過年度分への遡及的な補填については、真に必要な費用等を客観的に判定することが困難であることから、当社として補填を行わないとすることが適当であると考えます。

次のページをお願いします。続きまして、災害時用公衆電話に係る補填額は、これに第一種公衆電話の維持費、それから撤去費に係る補填額を合算した額が基準額を上回らない限度とすることが適当ではないかと示された検討の方向性についてです。公衆電話に係る負担金の負担軽減という観点から、一定の上限額を設けることについては理解いたします。ただし、上限額を固定的に運用するのではなく、第一種公衆電話の維持費、それから撤去費等の費用実績、それから需要動向を踏まえまして、補填額の抑制の観点から上限額を適正な水準に適宜見直していくということが必要であると考えます。

次のページをお願いします。続きまして、災害時用公衆電話に係る補填額の算定に当たっては、実際に要した費用をベースに算定することが適当ではないかと示された検討の方向性についてです。災害時用公衆電話に係る補填額については、実際に要した費用をベースに算定するのではなく、真に必要な箇所や、真に必要な期間等に限定して算定すべきと考えます。加えまして、NTT東西殿の効率性や災害時用公衆電話の配置、稼働実績等を踏まえた必要性の評価を行うため、透明性・実効性のある事後検証を適切に実施しまして、その結果を算定方法に反映させると、そういった取組が必要であると考えます。

次のページをお願いします。最後に、補填を開始する場合、現在、接続料に転嫁されているアクセス回線費用について調整することが適当ではないかと示された検討の方向性について、当社見解を御説明いたします。災害時用公衆電話に係る補填につきましては、現在はアクセス回線費用が接続料に転嫁されていることを踏まえまして、ユニバーサルサービス交付金と接続料、それぞれが対象となる費用項目を明確化しまして、項目の重複が生じないように整理することが必要と考えております。

当社からの御説明、以上でございます。ありがとうございました。

【関口主査】

どうもありがとうございました。以上をもちまして、各社様からの御発表は完了でございます。

それでは、ただいまいただきました各社様からの御発表内容につきまして、意見交換に移りたいと

思います。御意見、御質問のございます方は、チャット欄もしくは手挙げ等、何でも結構ですので、御発言いただければ幸いです。藤井先生、手が挙がっております。よろしくお願いいたします。

【藤井構成員】

藤井でございます。ありがとうございます。NTT東西さんに確認したいことがあるんですが、9ページに第一公衆電話の補填額と実績及び見込みというのが書いてあるかと思います。2024に比べて2025年、少し増えているような状態で、この後、順調に減るというような予測を立てていると思うんですが、この後また増えて、逆に基準額を上回ってしまうということは想定されていないと思ってよろしいのかどうかというところを教えていただけますでしょうか。

【関口主査】

ありがとうございます。東西さんからお願いできますでしょうか。

【NTT西日本株式会社】

藤井先生、御質問ありがとうございます。今のところ、2025年度以降、順調に撤去を進めまして、また上回るということは、現時点においては想定してございませんので、基本的には、毎年、2025年以降減っていくといった、こういった見込みになるといったところは、その理解でよろしいかと思います。以上でございます。

【藤井構成員】

ありがとうございます。継続的にこれを、基準額を下回るということであれば、補填の対象とするというのはあるかなと思います。ありがとうございます。私からは以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。ほかに、先生方、いかがでございましょうか。

【相田主査代理】

相田ですけど、よろしいでしょうか。

【関口主査】

お願いします。

【相田主査代理】

NTT東西さんの後半の話のところで、比較的すぐに適用を考えても良いものと、もう少し長期のスパンのものとかいくつかあるかなと思うんですけども、具体的に言いますと、15ページのところに出てきた平均値プラス2σを平均値に戻す、これは実態として今もう番号単価2円になっていることを考えると、直近から適用しても良いのかなというような気もいたします。

その一方で、同じページの下のところに書いてある代替サービスの場合の算定方法ということで、今回、明示的に論点に上がっていないですけども、ワイヤレス固定については、既に安い方にするというようなこと、あるいは直近では逆に高くつくだろうからというようなことで、算定自体を見直すというようなことが、おそらくまだ生きているんじゃないかなというふうには思いますけれども、今後、光回線電話、光IP電話ではなくて光回線電話に移行していったときに、LRICモデルを全てメタルで回すのかとか、さらには、今検討中のモバイル網固定電話、これは加入者としてNTTさんのサービスではないというようなことにもなりますので、そういうようなものについてどう扱うかというようなことについては、多分、直近では問題にならないかと思いますけれども、比較的近い将来のものとして検討していく必要があるのかなと思いました。

私からは以上です。

【関口主査】

ありがとうございます。御意見として賜ることによろしいですか。

【相田主査代理】

はい、それで結構です。

【関口主査】

この件、事務局、あるいは東西さんから何かコメントございますか。

【NTT西日本株式会社】

相田先生、ありがとうございます。

まず、2σ廃止について直近でというお言葉をいただいたこと、非常にありがとうございます。その点、我々もしっかりそういったのを早期に実現できるように、理論武装をしっかりしていきたいと考えてございます。

あと、代替サービスのところなんですけれども、当社の問題というのは、手法は必ずしもこれに限るということではないんですけれども、やはり電話の今のユニバの補填額というのは非常に小さいということと、さらに回線数が減っていけばどんどん減ってしまうということなので、何とか補填額の減少をまずは抑制いただきたいというのがありまして、手法は、これに限らずいろいろ考えていけば良いというのが、まずは大きなスタンスでございます。

ちなみに、ワイヤレス固定電話でいきますと、今5,000回線までだと思いますけれども、5,000回線を超えた後、今の整理でいきますと、交付金の対象にならないということになってしまうと思いますけれども、そこに対する対処だとか、あとモバイル網固定電話なんかも今後考えていく必要があるかなと思いますけれども、いずれにしても、問題の根底には電話を、しばらくの間、やはり支えていかなきゃいけないということから、交付金額が一定減らない措置をいただきたいと、これが主でございまして、その手法については、またどんどん議論をして詰めていきたいと思ってございます。

すみません、以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。相田先生、取りあえずこれでよろしいですか。

【相田主査代理】

結構です。ありがとうございます。

【関口主査】

三友先生、お願いいたします。

【三友構成員】

ありがとうございます。本日の御説明を伺う限りにおいては、NTT東西と、それからMNO各社との差というのは、それほど大きなものではないのかなというふうに感じました。若干のもちろん主張の違いはあるところではありますけれども、ほぼ事務局の案に沿った形になっているのかなというふうにも思います。

本日のNTT東西さんの発表の中で、災害時用公衆電話について、これは構成員限りということで設置台数の数字まで示していただきましたけれども、設置していることと使われていることとは少し違うところもございまして、いわゆる公衆電話の代わりに設置された災害時用公衆電話の活用状況というのをもう少し見ていく必要もあるのかなというふうにも思います。

もちろん、必要だという意見は多いとは思いますが、必要だということと使われるというのは、また違う話でございまして、特に公衆電話というのは公共財的な扱いになりつつあると思いますので、あつた方が良いというのと使うというのは、現実的にかなり乖離してくる可能性もあるのかなと思いますので、そこをもう少し実際の使用状況、例えばトラヒックとか通話回数とか、そういった点についても少しデータを出していただけると、活用の状況も見えてくるのかなと。あるいは、もし活用が低いようであれば、それをもう少しより周知するとか、そういったことも必要になってくるのかなというふうにも思っております。

それから、多分今回の検討の論点の中にはないんだと思うんですけれども、補填額に関する御主張がありました。私も、このユニバの検討にずっと長年携わっておりまして、現状を見る限りにお

いては、NTTさんの御主張というのは一定の合理性があるのかなというふうにも思います。ただ、他方で、今ブロードバンドユニバがもう走り始めたところでありまして、マイグレを促進する、いつまでもPSTNにこだわっていないくて、なるべく光の方に移行するという観点から、レガシーを厚く保護する必要がどこまであるのかということも考えなければいけませんので、その辺は多分別途検討なさると思いますので、そちらで慎重に検討していただければというふうに思います。

私からの意見は以上です。

【関口主査】

どうもありがとうございました。災害時用公衆電話の利用状況については、前回第1回の会合でも、長田先生から同じような利用の頻度、程度について、情報が無いのかというお問合せがございました。実は東日本大震災のときには、公衆電話に多くの方たちが並ばれて、しかも国際電話も開放し、海外からいらっしゃっている方たちが、ふるさとに無料で電話をするということで大変話題になったりしたし、公衆電話開放に伴う費用についても、会議の中で内々で御開示いただいたことも記憶にございます。ただ、昨今の災害、頻発しているわけですが、公衆電話に利用者の方たちが並んでいらっしゃるというのはあまり聞かないというのが現実で、むしろ携帯電話の電波を船上から吹いたり、無線車で近隣から電波を飛ばしたりという方がニュースバリューが出てきているということもありますので、どこまで情報を正確に社内でNTTさんが掴んでいるかも、やや私は懸念しているところです。実際には、NTT東西さん、具体的なこういった災害時用公衆電話、あるいは災害時における一般の公衆電話、これらの利用状況というのは掴んでいらっしゃるのでしょうか。口頭でも結構ですので、お答えいただければ幸いです。

【NTT西日本株式会社】

木下でございます。三友先生、関口先生、ありがとうございます。この利用状況につきましては、ちょっと今日はお示しできなかったんですけれども、やはり前回長田先生からもございましたので、少し利用状況については整理をしまして、データを少しお出しできる方向で検討、調整をしたいと思っています。なので、まずは、データの方は何とか整理したいと思っています。

ただ一方で、関口先生おっしゃるとおり、モバイルとか東日本大震災のとき等含めて、少し状況が変わってきているということもあって、災害のときに複数の手段を持っていることは必要だとは思いますが、その利用状況なんかは少し見ながら、運用の方法なんかも含めてとか周知の方法なんかも含めて、我々としても修正すべきところもあるかなと思いますので、そういったデータを集計して、そういったことも含めて考えていきたいと思っています。

すみません、今日中にはお出しできないですけど、整理する方向で検討したいと思っています。ありがとうございます。

【関口主査】

三友先生、よろしいですか。

【三友構成員】

ありがとうございます。確かに東北の大震災の頃には、関口先生がおっしゃったとおりだと思うんですが、この時代、NTNもありますし、モバイルもネットワークが強靱化されていますし、多様な通信手段を提供するという意味では、レガシーを残しておくということも非常に重要だとは思いますが、ただ、それが故にレガシーを残さなきゃいけないということにはならないと思いますので、技術の変化と、それから人々の利用の変化というものを見た上で、適切にバランスを取っていくことが重要かなというふうに感じました。以上でございます。

【関口主査】

どうもありがとうございます。それでは、砂田先生、お願いできますでしょうか。

【砂田構成員】

砂田です。災害時用公衆電話についてと、あと、今回の論点ではないということでしたが、NTT東西が加入電話の補填に関して言われた意見に関して、その2つについて、自分の考えとか感想を発言さ

せていただきます。

まず、災害時用公衆電話ですが、令和3年を基準として、令和8年度申請分から補填を開始という事務局案に賛成します。NTT東西からすると、過年度分も含めて赤字が補填されないという、もしかすると御不満があるのかもしれないんですが、もうこの基準額というのは、過去に正式決定したものではありませんかもしれないんですけども、そういう議論があったということを踏まえて、現実的な提案を事務局はされたというふうに思いますので、この提案どおりで良いのではないかと思います。一方、災害時用公衆電話に関して、楽天モバイルから効率性に関する御提案がありましたけれども、非効率を排除した算定方法の導入だとか、基準額の適宜見直しという御意見でしたが、効率性を理由に、制度の運用コストを増やすような手法は取らない方が良いのではないかなという感想を持ちました。

次に、NTT東西の加入電話に関する意見に対してなんですけれども、お話伺っていますと、当面の措置として算定方式を変更したという経緯があるということですので、ある程度主張はもっともかなというふうに私は理解しました。今後、もしこういうことがある場合、国民負担の利用者負担の上限を7円とか5円とか決めてしまって、上限を上回りそうなときに算定式を変更するのではなくて、モバイルのさらなる活用とかNTNの採用を検討するというふうに、つまり、制度を変えるのではなくて、技術を見直す方向で、今後は検討していくのが良いのではないかなという感想を持ちました。

私からは以上です。

【関口主査】

ありがとうございます。砂田先生、1点目のところでは、楽天さんの資料についてのコメントございましたが、楽天さんから回答いただいた方がよろしいですか。

【砂田構成員】

どちらでも結構です。もし反論があればお願いします。

【関口主査】

楽天モバイルさんから御回答ございますようでしたら、御発言お願いいたします。

【楽天モバイル株式会社】

楽天モバイルでございます。砂田先生、御質問ありがとうございます。弊社として、検証等を適切に実施しまして、その結果、算定方法に反映されることが重要という取組の一環としまして、その取組の中で、まさに挙げていただいたNTT東西の効率性を災害時用公衆電話の配置・稼働実績等と合わせまして評価していく必要があるのではないかなということで、要望として上げさせていただいた次第です。引き続き、今後も意見を参考としていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【砂田構成員】

ありがとうございました。

【関口主査】

災害時用公衆電話はモジュージャックから先の受話器は、平時においては外してしまって、回線だけ維持しておくという制度なので、あまり効率性の議論というのはなじまないような気がするのが私の印象でございますが、御回答どうもありがとうございました。

続きまして、春日先生、お願いできますでしょうか。

【春日構成員】

春日でございます。すみません、カメラが調子悪いみたいなので、音声だけで失礼します。

まず、事業者の方々、ありがとうございました。特に我々ワーキンググループの要望に応じてデータをなるべく多くお示しいただいているという点に深謝申し上げます。

それからもう一つ、私などは、このワーキンググループに入ったのも最近のこととありますので、過去の答申の内容とかも踏まえまして、いろいろとリマインドしていただいた点も深謝申し上げます。そもそも論というのを分かった段階で、現実的なところに落としどころをどう考えていくかというの

がポイントなのかなというふうに改めて思った次第であります。その上で、2点ほど、コメントと、それから質問をさせていただければと思います。

まず1点目は、コメントなんですけれども、NTTさんの資料におきまして、9ページのところの「第一種公衆電話の補填額の実績および見込み」というところで、予測も含むのでなかなか提示しにくいところがあったのではないかなというふうに拝察しますけれども、それでもやはりこのデータを示していただいたということで、かなり実情がクリアになったような印象を個人的には持っております。ワーキンググループの議論にとってもそうですけれども、利用者の方々も、こういうエビデンスベースのデータに基づいて議論しているということが明らかになると非常に透明性が高いというふうに認識してもらえんと思いますので、可能なものについては、できるだけ将来のデータであっても示していただけると非常に助かるかなと思います。これはコメントでございます。

それから、2点目なんですけれども、その関係で7ページ目のところは委員限りの資料ということで数字が隠されていますけれども、まず、ここでもかなりいろいろと数値にばらつきがあるなという印象を持ちました。やはり離島や山間部では、維持にコストがかかるところは非常に大きくなる所もあるのかなということを改めて思いました。この部分に関して質問があるのですが、避難所の開設数は公表されているデータなのではないかという気がするんですけれども、ここでは隠されています。仮に設置台数を社外秘としたいのだとしても、「避難所の開設数を賄えるくらいの設置台数がある」というふうな表現はできないのかどうかというところを教えてくださいたいです。趣旨は、「開設数を賄うくらいの設置台数がちゃんと担保できている」ということが示せれば、数字は書けなくてもそれくらいのことが言えるのであれば、これは我々ワーキンググループとしてもそうですし、NTT東西さんにしてもプラスの影響があるのではないかなと思ったものですから、今質問している次第でございます。

以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。春日先生から、特に9ページのところの構成員限りの中でも出せる資料があればという御要望のようですけれども、東西さんからいかがでしょうか。

【NTT西日本株式会社】

春日先生、ありがとうございます。

構成員限りで困っているところでも、避難所の開設している数を賄えるくらいの数というのは、設置はできるとかできないとか、そういった表現ぐらいであれば、オープンにできるのではないかと、確かそういった御指摘だと思いますけれども、実態としてはそれに近い形になっていると思いますけれども、念のために数字等をもう一度確認して、そういったことが言えるかどうかについては検討したいと思っています。

あと、避難所の開設数でございますけれども、これは災害が起こりますと、避難所というのは各自自治体がホームページ等に確か上げと思いますので、そこで確認はできるのかなと考えてございます。すみません、お答えになっていきますでしょうか。

【春日構成員】

大丈夫でございます。ありがとうございます。安心できるというか、一応対応しているという情報がもしあれば、書けるのであれば書いておいた方が良のかなという意見でございます。以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。NTTさんの資料の9ページについて、春日先生からコメントを頂戴したんですけれども、この災害時用公衆電話を導入する際に、先ほど申し上げましたように、災害時用公衆電話、モジュラージャックまでの線を引いておくだけで、平時においては受話器を外しておくということで、災害が実際に発生した際には、公民館ですとか、あるいは都市部においてはセブンイレブンさんが確かお付き合いくださっているんですが、机の下から受話器を出して差せばすぐ繋がるということもあって、公衆電話の維持よりも上回ることはないんだという前提でキャップをかけたような記憶がございます。したがって、現状では、そのベンチマークを下回っている部分が、災害時用公衆電

話の補填に相当するというふうに理解しておりますが、そのような説明で間違いはないかどうかだけ、東西さん、コメントいただけますか。

【NTT西日本株式会社】

関口先生、ありがとうございます。これは確認ですけど、9ページのところの、ここの今37.2という数がございますけども、これより上回らないこの部分、この2022年度から上回らない部分について、我々としては、そこを補填すれば良いんじゃないかという意見であるということですので合っていますか、という御質問でよろしかったですか。

【関口主査】

そうそう。だから、この22年度認可の37.2が上限値としてキャップとして機能するというふうに理解してよろしいですねという確認です。

【NTT西日本株式会社】

事務局さんの提案はそうだったというふうに思います。我々の主張としては、全額欲しいと考えていますが、事務局さんがそういう論点提示をしたというのは、それはそのとおりだと思います。

【関口主査】

分かりました。キャップをかけるというのは事務局提案で、東西さんとしては、補填額は全額ということの確認でした。春日先生、これでよろしいですか。

【春日構成員】

ありがとうございました。

【関口主査】

ありがとうございます。それでは、大谷先生、お願いいたします。

【大谷構成員】

日本総研の大谷でございます。事業者様各社からの御説明、それから御意見を承りまして、やはり前回の事務局資料の御提案のとおり着地させて差し支えないというふうな感想を持ちました。ですので、モデルの精緻化などについて、いろいろ声もいただいておりますけれども、今回はあまり複雑なところに、規制コストにあまりお金をかけないという、これは砂田委員の御意見もそうだったと思いますけれども、そちらの方を旨として、この制度の整備を進めていただければと思っております。

1点、質問になるかもしれないんですけども、せっかく設置していただいている災害時用公衆電話なんですけれども、今後、ユニバの基金からの補填対象となるからには活用されないということのないように、やはり平時の備えが大切であるというふうに思っております。これは、NTT東西様からの御説明の中でも、自治体との総合防災訓練などで活用推進に努力されていると。こちら（資料1・p.6）の資料ですね。評価に値することだと考えております。

ただ、こういった試みとともに、ただでさえ災害時には混乱してしまう避難場所で、災害時用公衆電話がそこに設置されていて、通信手段として確保されているということを理解するのは、大変なことなのではないかなと思っておりまして、前回事務局資料の中で、のぼりのようなものを立てていただいたりもしていたと思うんですけども、こういった「ここに災害時用公衆電話が設置されている」という印のようなもので、何か共通のマークであったり、共通の表示といったものが用意されているのか、あるいは、そのときに設置する公衆電話とかを格納している箱とかがあるのかもしれないんですけども、何か目印のようなものが施されているのか、それらについて教えていただき、また、もしそういったものが十分になされていないようであれば、改めてその統一を図り、また周知をしていただくということ、これはユニバ基金の外でお願いできればなと思っておりまして、質問の形で恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

【関口主査】

東西さん、いかがでしょう。

【NTT西日本株式会社】

大谷先生、ありがとうございます。今言っていたいた運用の部分で、災害時用公衆電話が目印というか、これが災害時用公衆電話だみたいな、そういうマークがあるかということ、今の時点、そういったものは少し区々になってございまして、自治体とか災害の起こった状況にもよるものですから、統一された運用がされているかということ、されていないということ、災害の状況によるので限界というのもあるかなと思います。ただ、先生の言っていたいた、災害時用公衆電話が本当に認知される活動がもう完全に満額できているのかといった、そういう御指摘については、とても首を縦に振るということはまだできるような状況ではないと思っていますので、そういった使われるためにどうすべきかという運用については、先生の御指摘も踏まえて考えていきたいと思っています。あと、そういった費用についても、ユニバの対象外でという話がありましたけれども、ユニバの対象の中で、ぜひ行っていただけると助かるなと思いますので、ここはまた引き続き御相談という形ですけれども、いずれにしても、使われるように、我々としても運用の方を引き続き高めていくということをやりたいと思います。すみません、御指摘ありがとうございます。

【関口主査】

大谷先生、よろしゅうございますでしょうか。

【大谷構成員】

費用負担については、十分な活動をしていただいて、それが目に見えるコストになった場合は、また考慮、検討の余地はあるのかもしれませんが、今の時点で何かコメントできる状態ではないというふうに理解しておりますので、まずは、どのような周知策が取れるのか、今の御回答に期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

【関口主査】

今、大谷先生から御指摘いただいた周知広報に関しては、ユニバーサルサービス制度全体の説明として、交付金の姿を周知広報する一環として、電気通信事業者協会さんの方からも、一定程度、広報をやっている実績がございますよね。今日御欠席ですけれども、長田先生も地方にお出かけになって説明をしてくださったり、大谷先生もいらっしゃっていませんでしたっけ。大谷先生は入っていないのかな。私は行っていませんけれども、そのような活動をいただいているということは存じ上げておりますので、もう少しこの災害時用公衆電話についても、今後とも広報が必要な気がいたしますので、私も同感でございます。大谷先生、どうもありがとうございました。追加ではよろしいですか。

【大谷構成員】

大丈夫です。ありがとうございます。

【関口主査】

どうもありがとうございました。相田先生、再び御登壇をお願いいたします。

【相田主査代理】

さっきの言い方でいうと、直近の交付金算定にはあまり関係なかったんですけども、いろいろ引用をほかの先生方も参照されていらしゃったので、NTTさんの資料の9ページと13ページの関係です。以前から、NTTさんとしてまだ公衆電話をメタル以外で提供する見込みというのは立っていないというような御説明だったかと思うんですけども、やっぱり2035年までにはメタルを終了しなきゃいけないということになると、9ページ目の絵でもって、撤去部分だけでなく残す第一種公衆電話につきましても、光回線に置き換えるのか、あるいは場合によってはワイヤレス固定、モバイル固定というので収容していくのか、そういった置換えといったようなものやっていたかなきゃいけないということでもって、ここで言っている見込み数値というようなのと、そういう置換えの関係というのが、どういう扱いになっているのかということで教えていただければと思います。以上です。

【関口主査】

東西さん、いかがでしょうか。

【NTT西日本株式会社】

相田先生、御質問ありがとうございます。公衆電話につきましては、引き続き、この社会性とか非常に大事なものだということを認識してございますので、メタルがなくなっても引き続き光ないしはモバイルとか、その手段を変えて提供していく方向で、当社としては検討していくということを、まず、方向としてはそう考えてございます。ただ、具体的にどのようなにするかというのが、まだ、技術的にも決まっていないというところでございますので、少し、この補填額算定のときにはそこは織り込んでいないんですけれども、方向感としてはそういうふうと考えてございます。すみません、本日は、ここまでの回答とさせていただきたいと思います。以上です。

【相田主査代理】

そういう意味では、回線種別、提供技術とかが変われば、この数値については変わる可能性はあるという理解でよろしいでしょうか。

【NTT西日本株式会社】

そうですね。撤去に係る補填額のところはあまり変わらないと思いますけども、維持の仕方が変わればその数字というのは変わってくるかというふうに思います。ただ、しばらくの間は、すぐにその技術が出てくるということではないかと思っておりますので、少なくとも議論している中においては、そこまでこの数字が大きく変わるようなことはないかなと考えてございます。

【相田主査代理】

了解いたしました。ありがとうございました。

【関口主査】

ありがとうございました。まだ10年あるぞというのか、もう10年しかないんだから、先を読めてなくて、なかなか難しいと思います。どうもありがとうございました。現時点で、チャット欄の御希望は全て御発言いただきましたし、手挙げもないようなんですが、追加で改めて御発言いただける先生方いらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃるようであればお待ちしますが、その繋ぎとして、私の方から1つだけコメントをしたいと思います。

検討事項②に係ることで、ユニバーサルサービス交付金と接続料金による回収等、二重に回収することがないようにという検討事項が挙げられておりました。私は前回それを拝見したときに、確認の意味でということ程度に考えていたんですが、各社さん、御対応くださいましたが、今掲示いただいている8ページ目のNTT東西さんの絵ですね。これが接続制度全体をちゃんと説明している絵でありまして、災害時用公衆電話以外の接続料も含めて、トラヒックによって他事業者の利用分と、それからNTT東西の利用部門の利用負担利用分というのを按分するって言ったときの接続料の単価は、他事業者とNTT東西との同等性を担保するという意味で、同じ単価で計算をし、そして、他事業者からその額を料金徴収するんだけど、この管理部門と利用部門との間は、実は伝票1枚起こすだけなんです。でも、伝票1枚を起こすことで、設備管理部門と利用部門とが独立した部門として部門ごとの計算を行い、透明性を図るというのが、接続制度全体の根幹だったわけでございます。

ユニバーサルサービス交付金の赤字補填というのは、他事業者部分は区分した上での利用部門の負担部分について、その全体の大体5%ぐらいという額ではあるにしても、赤字の補填を行うという制度なので、この二重取りの議論というのはあまり正面から取り上げるような内容ではなくて、二重取りはないという確認というふうに私は理解をしております、というのが私の感じたコメントでございます。

本日御発言、御発表いただいた各社様から、改めて補足あるいは他社の発表に対する御質問、御意見等ございますれば、時間にゆとりがありますのでお受けしますが、いかがでしょうか。気が付かないといけないので、直接御発言いただいても結構ですが、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、意見も特段追加ではございませんようですので、本日も活発な御意見を頂戴しまして、

意見交換をすることができました。どうもありがとうございました。特段、追加での希望がございませんようですので、本日の意見交換はここまでといたしたいと存じます。

今回は、前回の議論、並びに本日のヒアリングを踏まえた論点整理案を事務局から提示していただきたいと考えております。また、併せて、ブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金について、認可申請がなされている頃かと思しますので、本件の概要報告について事務局の方で調整をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。事務局、いかがですか。

【事務局】

今お話がありました御報告につきまして、調整をさせていただきます。

【関口主査】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。最後に、次回会議の日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

次回会合については、11月中下旬辺りの開催を見込んでおりますが、調整の上、後日事務局から御連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

【関口主査】

ありがとうございます。以上をもちまして、第2回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループを終了いたします。皆様、本日も活発な御意見を賜り、どうもありがとうございました。

以 上